

業務指示書（小規模）

エルサルバドル国救急医療・災害医療に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年1月22日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年1月27日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：救急医療・保健医療に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／保健医療計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：保健医療分野に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（エルサルバドル及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年1月31日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(1 = 円 , US\$1 = 104.71

円 , EUR1 = 143.30

0 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
 - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/保健医療計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

1.30 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年2月13日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

●契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

●打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

●打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

エルサルバドル国救急医療・災害医療に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配属(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(60.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/保健医療計画	(60.00)	(24.00)
ア) 類似業務の経験	24.00	10.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	2.00
ウ) 語学力	9.00	4.00
エ) 業務主任者等としての経験	12.00	5.00
オ) その他学位、資格等	9.00	3.00
②副業務主任者	(-)	(24.00)
カ) 類似業務の経験	-	10.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	4.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	5.00
コ) その他学位、資格等	-	3.00
③体制、プレゼンテーション	()	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	12.00
(2) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

エルサルバドルは、ハリケーン・地震・火山噴火等の自然災害が頻発しており、地理的・土壌的要因から風水害だけでなく地震に対しても脆弱性が高く、多くの人的被害が発生している。1998年に中米諸国を襲ったハリケーン・ミッチの際には844人、2001年に発生した二度の大地震では合計して1,100人以上の死者が発生した。現状、同国における災害現場での対応は、保健省緊急・災害対応課並びに総務省消防局が関係機関の協力のもと対応を行っているが十分に機能している状況にはない。

同国政府は2010年に発表した「開発5カ年計画」の中で、頻発する自然災害への対応を適切に行うとしており、保健省は「国家保健政策2009-2014」の中で、今後の戦略の1つとして「保健政策・計画の策定と計画」をあげ、「緊急事態及び災害による影響の減少」を目的に救急医療体制整備を行う部署として救急医療局を設置した。

このような背景の中、エルサルバドル保健省から、これまで複数の技術協力プロジェクトで協力実績のある我が国に対して、2013年8月に救急医療に係る技術協力プロジェクトの要請が提出された。同要請は、サンサルバドル首都圏（人口約150万人、面積約400平方キロメートル）を対象とした平時の救急医療能力の向上を中心とした内容であるが、その要請内容の確認のため、JICAは2013年10月に救急医療・緊急医療、及び、プレホスピタルケアに係る有識者をエルサルバドルに派遣し、協力の可能性について確認を行うとともに、エルサルバドル保健省救急医療関係者（局長、次長及びプレホスピタルケア担当課長等4名）を我が国の救急医療の現状を把握することを目的に招へいし、双方で意見交換を行ってきた。

本調査はこれら今までの経緯を踏まえ、同要請に対する今後の協力の方向性の検討のために必要な情報収集を行い、整理することを目的としている。

2. 業務の目的

エルサルバドルにおける保健セクターの概要及び救急医療全般に係る基礎情報を収集すること、及び、我が国の協力スキーム及びリソース等を踏まえた救急医療における協力分野・内容の方向性を整理することを目的とする。

3. 業務の範囲

(1) 業務対象地域

エルサルバドル全土

(技術協力プロジェクトにかかる要請書では首都圏を対象としているが、エルサルバドル全土を対象とする。)

(2) 調査対象機関

ア. 救急医療システム (以下、「SEM」という) 関係機関

エルサルバドル保健省救急医療局、保健省病院局、保健省傘下の国立病院 (3次病院及び2次病院 (27か所)、救急医療システム調整センター (Centro Coordinador del Sistema de Emergencias Médicas: CCSEM)、救急医療システム運用基地 (BOSEM : Bases Operativas del Sistema de Emergencias Médicas)、救急医療に係る搬送を実施している機関 (NGO (赤十字、緑十字、救助部隊)、警察、総務省消防局)、

イ. SEM 審議会 (Consejo Nacional de Sistema de Emergencias Médicas) 及びその構成機関

保健省内関係局、国家文民警察、軍、教育保険庁、社会保険庁、関連 NPO

ウ. 国際機関他

米州開発銀行 (IDB)、米州保健機構 (PAHO)、世界銀行、アンダルシア救急医療公社

エ. 災害対応及び同能力強化関係機関

総務省市民防災局、保健省緊急・災害対応課

4. 実施方針及び留意事項

(1) 救急医療分野の位置付け

救急医療は、我が国の対エルサルバドル国別援助方針における重点分野「持続的開発のための防災・環境保全」協力プログラム「防災体制の強化」位置づけられている。同協力プログラムにおいて、まずは、平時の救急医療システムの協力を行い、その後で自然災害後の応急対応フェーズでの災害医療対応能力強化を行うことも視野に入れる。したがって保健医療セクター分析の項目において、災害医療に関連する情報を可能な限り収集すること。

(2) 調査対象地域

首都圏における SEM 構築のプロジェクトの詳細計画策定に必要な周辺情報も含めて、エルサルバドル国内における SEM に関わる情報を幅広く収集すること。具体的には、エルサルバドル保健省が現在 SEM を整備中の首都圏だけでなく、今後整備を予定しているエルサルバドル全土 (首都圏以外に、西部 (サンタ・アナ市中心)、東部 (サンミゲル市中心)、首都圏を除く中央部 (スペイン語で Paracentral) の区分) を対象とする。

(3) 他ドナー等協力実績の事前把握

IDBによるプログラム借款「Integral Health Program」(総額60百万ドル)のうち、保健省は6.9百万ドルを活用し、SEMを構築中である。また、PAHOは、2010年に「中米における安全な病院と都市のリスク」を掲げ、災害発生後の保健医療分野での対応能力強化を支援している。これら先行する既往の活動・協力を国内作業で確認、現地では最新情報の入手・更新を行い、インタビュー・視察先に重複した作業を発生させないよう留意すること。

また、現地調査においては、冒頭に保健省、医療分野に特化したPAHO、これまでSEMの整備に関して協力を行ってきたIDB等網羅的に情報を集められる機関を前半に訪問し、効率的な調査となるよう留意すること。

(4) 調査項目並びの報告書作成

別紙1の調査項目(案)を踏まえて情報収集の上、分析すること。当該国における調査項目の優先度、追加・削除、追加調査事項、分析レベル等について、プロポーザルにて提案すること。

なお、当該国の保健指標や保健分野をとりまく自然環境、災害に係る各種データ及び救急医療に係る状況を重点的に調査するよう留意すること。

また、別紙2の案をもとに、ファイナルレポートを作成する際に、救急医療分野で想定される協力には、保健医療分野に限らず、搬送体制や災害援助等幅広い分野での提案を行うよう留意すること。

(5) 現地調査の実施方法

本調査においては、1回の現地調査(2013年2月下旬から15~20日程度)を予定している。実施方法は以下5.(2)を想定しているが、効率的・効果的な調査実施方法についてプロポーザルで提案すること。

なお、JICA等から調査団員を1~2名程度部分参加する可能性がある。

(6) 計画内容の確認プロセス

本調査は、保健セクターにおけるJICAの協力の戦略性や質の向上に資することを目的としているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分JICAと協議すること。

2014年1月からSEMが稼働し、今後実際の運用を踏まえたシステムの運用の継続的な改善が行われることが予想されることから、新たな情報がある場合にはJICA中南米部と情報を共有するよう留意すること。また、先方政府のSEM進捗次第で、調査実施方針そのものの変更等が必要と考えられる場合はJICA中南米部と協議を事前に行うよう留意すること。

5. 業務の内容

(1) 国内作業（現地作業前）

ア. インセプション・レポート（案）の作成

既存の文献をレビューし、エルサルバドルにおける保健セクターの分析（保健に係る指標、行政、施設、財政、医療従事者、サービス体制、政策・計画・プログラム等）及び救急医療に係る現状をインセプション・レポート（案）に取りまとめる。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。効率的な現地調査を行うにあたって必要と考えられる場合、質問票）を作成する。

イ. インセプション・レポート（案）の説明（JICAのTV会議システムを活用）

JICA関係者（本部内関係部署及びエルサルバドル事務所）に対して、インセプション・レポート（案）を説明し、コメントを反映させ、最終化する。

(2) 現地作業

ア. 保健省救急医療局幹部に対するインセプション・レポートの説明

現地調査冒頭において、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等）をエルサルバドル保健省関係者に説明し、コンサルタントによる理解の確認、情報提供及び便宜供与に係る依頼を行う。

イ. 主要ドナーからの情報収集

救急医療分野の協力を行っている他援助機関（IDB、PAHO等）から、対エルサルバドルへの協力方針及び保健セクターへの協力に係る最新情報の収集を行う。また、インセプション・レポートを活用して、本調査の趣旨を説明し、コメントを得る。

ウ. 救急医療関係機関への訪問・インタビュー

別紙1の調査項目（案）を基本としつつ、別紙2の報告書構成案を参考に上記4.(2)に記載の救急医療関係者関係者から災害医療に係る情報収集を行う。

エ. 保健省救急医療局及びJICAエルサルバドル事務所への報告

現地調査の結果を報告する。

(3) 国内作業

ア. 現地作業結果をJICA中南米部に報告する。

- イ. ドラフト・ファイナルレポートを JICA 中南米部に提出し、コメントを得る。
- ウ. コメントを反映し、ファイナルレポートを JICA 中南米部に提出する。

6. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)を成果品とする。

- (1) 業務計画書：和文 5 部
- (2) インセプション・レポート：和文 5 部
西文 10 部（JICA 3 部、エルサルバドル保健省、エルサルバドル国内国際機関）
- (3) 現地調査結果概要：和文 5 部
- (4) ドラフト・ファイナルレポート：和文 5 部
西文 3 部
- (5) ファイナルレポート和文 5 部
西文 3 部、
電子データ CD-R3 部

(1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する業務計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、西文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、現地 SEM 関係者の確認を受けること。

また、報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010 年 3 月）」を参照する。

第 3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2014 年 2 月下旬に国内事前準備、2 月下旬～3 月上旬に現地調査を開始することを想定する。2014 年 4 月下旬までにドラフト・ファイナルレポートを、5 月下旬までにファイナルレポートをそれぞれ作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

- (1) 業務量の目途 全体 約 2.4/MM
- (2) 業務従事者の構成（案）

1) 総括／保健医療計画 (3号)

2) 救急医療

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 便宜供与

(1) JICAからは必要な車輛備上、通訳の手配（メキシコ在住の通訳者又は本邦の通訳者1名を派遣予定）、宿舍の予約、現地調査冒頭に実施する保健省及び国際機関とのアポイントメントの取り付けを行う。

4. 配布資料／貸与資料

貸与資料

- ・ 第1回現地調査の報告書
- ・ 招へいプログラムの報告書

以上の資料は、中南米部中米・カリブ課（TEL:03-5226-8563）にて閲覧可能

5. 現地再委託

特に想定していない。

6. その他留意事項

(1) 安全管理対策

現地調査については、治安上渡航が制限される場合があるため、最新の安全対策情報を踏まえた調査計画を策定する。また、現地調査中は安全管理に十分留意し、調査期間中は警備員を同行させる等、JICA安全管理室が定める安全対策措置に則って調査を行う。現地調査対象国 JICA 在外拠点において十分な情報収集を行うとともに、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同拠点と常時連絡がとれる体制とし、現地調査対象国の治安状況、移動手段等について同拠点と緊密に連絡をとり、安全対策について了解をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以上

別紙1 調査項目（案）

1. 資料の収集

- (ア) 国際比較統計：国連 MDG データベース、WHO 国際保健統計情報システム及び WHO 世界保健報告巻末統計、世界銀行保健・栄養・人口統計データベース、UNDP 人間開発報告巻末統計、UNICEF 世界子ども白書巻末統計。
- (イ) 保健医療セクター分析：国勢調査に基づく統計、出生・死亡登録に基づく統計、保健管理情報システム（Health Management Information System: HMIS）等の保健医療サービス提供施設からの報告に基づく統計、国家保健会計（National Health Accounts: NHA）や家計支出調査等の財務に関する統計。Demographic and Health Survey（DHS）、Multiple Indicators Cluster Survey（MICS）、World Health Survey（WHS）等の国際的に標準化された標本世帯調査の報告書等の収集。
- (ウ) 分析資料：ドナーによる保健医療セクター分析資料や、各種調査研究報告書（Common Country Assessment（CCA））等入手可能なもの。

2. 保健医療の状況

(ア) 健康の状況（受益者側）

- ① 母子保健の状況把握
- ② 感染症の状況把握
- ③ 低栄養の状況把握
- ④ その他の課題（非感染症疾患等）
- ⑤ 上記に基づき、疾病構造の転換状況を把握する。

(イ) サブ課題別のサービス提供の状況

- ① 母子保健対策の現状把握：Continuum of Care（COC）（家族計画、antenatal care（ANC）、Prevention of Mother to Child Transmission of HIV（PMTCT）、熟練助産者（SBA）率、postpartum care / postnatal maternal care（PNC）、拡大予防接種プログラム（EPI）、ポリオ等）
- ② 感染症対策の現状把握：マラリア（ベッドネット普及率等）、結核（検査、治療）、HIV（ヘマトクリット（HCT）、抗 HIV 療法（antiretroviral therapy：以下 ART）（ART）、IEC 等）
- ③ 低栄養対策の現状把握：微量栄養素等
- ④ その他の課題（非感染症疾患等）への対策の現状把握：health promotion 他
- ⑤ 上記①から④の分析から、事業実施・サービス提供機能の課題の把握

握を行う：個々の事業・サービスの普及拡大（アクセス改善、ユニバーサル・カバレッジの実現）及び質的状況（必須サービスのパッケージ化、職場環境改善活動等）を把握する。

(ウ)保健システムの状況

- ① 人材供給機能の課題の把握：基礎教育制度の強化・適正化、継続（現職）教育制度の強化・調和化、人事制度の整備（採用・配属、昇給・昇格・罰則、定着・離職等）、給与水準、職種・役割の整理（資格制度、タスクシフティング）等
- ② 保健財政の課題の把握：財源の拡大・多様化（税、社会保障税、利用者負担等）、貧困層の負担減免措置、医療費リスク共有（保険）機能の拡大、適切なインセンティブ創出（出来高払い、ケース払い、人頭払い等）、ドナー協調・財政支援型援助の導入等
- ③ 情報供給機能の課題の把握：情報活用（計画立案・実施管理・モニタリング評価）の改善、情報分析・共有の改善、情報収集（施設／人口ベース、定期報告／随時調査、全数把握／標本抽出）の改善等
- ④ 施設・機材・医薬品等供給機能の課題の把握：製品の規格統一・品質管理（必須医薬品リスト、標準機材リスト等）、調達の効率化・透明性改善、配置計画・配布体制の効率化、適切な施工管理、適切な維持管理、適切な利用の促進等
- ⑤ 管理・監督機能の課題の把握：組織・機構改革（地方分権化、委託化・民営化、リファラル体制強化等）、計画立案・実施管理・モニタリング評価機能強化、規制機能（認証・認定・質管理制度、各種指針・ガイドライン整備等）強化等
- ⑥ 上記①から⑤の分析により、ユニバーサル・カバレッジとサービスの質の改善を阻むボトルネックを把握する。

3. 開発政策

当該国政府が上記状況に対し、どのように政策判断しているかを把握することを目的とし以下を分析する。

(ア)国家開発政策：中期計画、PRSP、Medium-Term Expenditure Framework (MTEF) 等の分析により、保健セクターの優先度及び保健セクターの優先課題を掌握する。国家開発計画の制定・見直しのサイクル及び毎年の予算策定サイクルについて確認する。

(イ)保健医療セクター開発計画：セクター開発計画の制定見直しサイクル、開発課題に対する戦略、具体的開発目標（モニタリング指標）。優先地域や社会集団。

(ウ)援助協調枠組み：全体体制、サブセクターごとの体制、援助協調の方向

性の把握。特に IHP+への加盟の有無、調和化の進捗状況、CCM の活動状況について把握する。

4. ドナー（マルチ・バイ）の協力状況

(ア) 援助実績

(イ) 活動状況

- ① 保健医療セクター支援プログラムの計画立案・実施サイクル及び独自のセクター分析の有無・内容
- ② 特に重点として支援する健康課題及び保健システム課題の有無・内容
- ③ 重点として支援する地域の有無・内容
- ④ 支援期間及び規模（金額）

(ウ) これまでの日本の協力の実績と現状把握

5. 保健分野における課題と JICA に寄せる期待

(ア) JICA として重点的に取り組むべき課題と地域の絞り込み

(イ) 上記課題解決に向けての効果的な投入形態（スキーム等）の提案を含めた取り組みの方針（案）

（注）調査の視点と上記調査項目（案）を踏まえて、関係部署と協議の上必要に応じて調整する。

別紙2 報告書目次（案）

要約

第1章 保健セクターの現状

- (1) 保健医療セクターの状況
- (2) 行政（所管省庁の組織、予算）
- (3) 政策（国家開発計画、戦略・計画、関連法・規則）
- (4) 体制（保健省を含む関係機関、医療施設、関係者とその人材育成）
- (5) 自然環境・社会経済条件

第2章 救急医療システム（SEM）の現状

- (1) 方針、計画、プログラム等
- (2) 体制・組織（関係組織、施設、予算）
- (3) 救急搬送システムと各地域における現状
- (4) 救急搬送・救急医療に係る情報の伝達システム
- (5) 医療施設・機材の状況
- (6) 救急医療の患者の傾向（来院方法及び疾患別による患者統計）
- (7) 救急医療に係る医療従事者とその教育・研修
- (8) 予算
- (9) 対象サイトごとの状況、医療体制、
- (10) 機材・機材維持管理体制の特徴

第3章 他援助機関による援助動向

- (1) IDB
- (2) PAHO
- (3) 世界銀行
- (4)（以下、続く）

第4章 我が国の協力案件の概況と現状

- (1)（以下、案件ごとに記載）

第5章 我が国による救急医療分野での想定される協力内容

別添資料

調査団員リスト

調査団日程

主要面談者

面談録

収集資料リスト